

総基料第64号
令和2年3月13日

KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

5G導入当初における接続料の設定方法について（要請）

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）を踏まえ、5G導入当初におけるデータ伝送交換機能の接続料（回線容量単位接続料、回線数単位接続料及びSIMカード提供料）については、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定して差し支えないこととする。

ただし、5G導入当初においては、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する接続料（以下「一体接続料」という。）の水準が相当程度高額となることが考えられ、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性があることから、一体接続料について、総務省において検証を行うこととする。

具体的には、一体接続料について、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それが今後どのように推移していくのかについて検証を行うため、4Gに係る接続料を単独で設定する場合の料額の推計値及びその推移並びにそれらの算定根拠を、令和2年度に適用される接続料の届出と同時期に総務省に情報提供されたい。

あわせて、5G導入後の接続料及び網改造料について、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明されたい。

以上